

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月16日
【会社名】	雪印メグミルク株式会社
【英訳名】	MEGMILK SNOW BRAND Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 雅俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	北海道札幌市東区苗穂町6丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	雪印メグミルク株式会社東京本社 (東京都港区虎ノ門二丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長佐藤雅俊は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行ないました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社(当社グループ)について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を選定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループのうち当社及び連結子会社11社の計12社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、財務報告に対する影響の重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社12社及び持分法適用会社7社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは「乳製品」「飲料・デザート類」といった商品の製造・販売、酪農生産に関わる「飼料・種苗」などの事業を展開しており、これらの事業活動の規模を示す指標として売上高が適切であると判断し、連結会社間取引消去後の連結売上高を重要な事業拠点の選定指標といたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価が良好であると判断し、連結売上高のおおむね3分の2程度を超える3事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。

当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目については、製造業における生産活動及び販売活動において多額に計上される勘定残高である売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、それ以外の範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスである引当金や製品評価、固定資産減損、税効果会計などの決算処理に係る業務プロセスを評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。